令和3年度果樹経営支援対策事業(第2次)の実施要望について

りんご園の改植などを支援する「果樹経営支援対策事業」の実施要望を受け付けいたします。下記「1. 優良品目・品種への改植又は新植」を希望する方は<u>【実施要望書(右半面)</u>】に必要事項を記入し、園地の 公図を添付の上、役場産業課へ提出してください。

※今回は国の予算の都合上、「防風網・防霜ファンの整備」、「小規模園地整備」、「用水・かん水施設設置」 「廃園」の申込みはできませんので、ご了承ください。

I. 助成対象者

町果樹産地計画で位置付けられた担い手(※次の①から④のいずれかに該当する者)

- ① 認定農業者
- ② 本人または後継者が 65 歳未満で、果樹経営面積が 0.8ha 以上の農業者 (ただし、ぶどう単作の場合は、その経営面積を 0.5ha 以上とする。)
- ③ 本人または後継者が 65 歳未満で、エコファーマー資格を有し、かつ、果樹経営面積が 0.7ha 以上の農業者
- ④ 認定新規就農者
- ※経営面積 … 農業委員会の農地基本台帳に記載されている経営農地(果樹)の面積

Ⅱ、助成内容

• 1018/131						
事業の) 内容		補助	率		その他の要件
1. 優良品目・品種への改植又は新植					9	実施面積:2a 以上
(1) りんご						● 通常の植栽密度を有し、かつ過去5年
① わい化への改植		① 定	額:33万	5円/10a	ı	以上通常の生産が行われている園地
② 普通台への改植		② 定	頁:17万	5円/10a	ı	● 過去に補助事業で植栽した果樹の場
③ 高密植栽培への改植		③ 定	額:53万	5円/10a	ι	合、8年以上経過していなければ実施
④ 超高密植栽培への改植		④ 定	頁:73万	河/10a	ı	は不可
(2) 落葉果樹普通樹への改	植(ぶどう・おうとう・桃)	定	額:17万	5円/10a	ì	
(3) 新植①慣行栽培(普通台	・その他落葉果樹)	① 定	額:15万	5円/10a	ì	
②わい化栽培		② 定	額:32万	5円/10a	à	
③高密植栽培		③ 定	額:52万	5円/10a	à	
④超高密植栽培		④ 定	額:71 万	5円/10a	a l	

- ※わい化への改植 … トレリスは支柱の一部として、定額の対象経費とすることができます。
- ※高密植栽培は165本/10a、超高密植栽培は250本/10a以上から対象となります。
- ■優良品目・品種 … 町果樹産地計画で位置付けられた振興品種・品目のこと。

	優良品目	優良品種(助成の対象となる品種)
		ふじ、王林、つがる、ジョナゴールド、早生ふじ系、陸奥、紅玉、トキ、きおう、
	りんご	シナノゴールド、シナノスイート、北斗、金星、みよしレッド、しおりの詩、
	りんこ	恋空、星の金貨、春明 21、千雪、はつ恋ぐりん、あおり 25、
		ぐんま名月、もりのかがやき、大紅栄、おいらせ、メルシー、華宝、紅はつみ

※その他果樹の優良品種についてはご確認ください

品種への転換) (優良品 の実施要望書 2次) 無 果樹経営支援対策整備事業 **令和3年度**

担い手の区分 **.** • • Ø Θ 電話番 \odot 9 ■■の部 者住所 訓練 鶴田町大字 の担い手要件 믑 (農業者) 農業者氏名

ha

5ha 以上)

果樹経営面積 ほの区分が②・③の場合記入)

(個)

う単作の場合はの。 7ha 以上の者 果樹経営面積がり。 17150 行だし、 以上の者 なり。 8ha -資格を有し、 果樹経営面積がり。 L \Box の歳末浦バエ Ú 5歳米浦-本人又は後継者がら 本人又は後継者が6

 Θ Θ Θ Φ

認定新規就農者

事業の内容

認定農業者

※担い手の区分

普通・わい化 高密植・超高密植 普通・わい化 高密植・超高密植 普通・カバ化 高密植・超高密植 普通樹または わい化の区分 (Oで囲む) ・ わい化・ 超高密 明明 高密軸 過去の補助事業に よる植栽 の有無 無 無 無 **他** 恒 価 価 伐本数数 ₩ ₩ (伐採樹の現況) 品種名 (品種ごとに記入) 転換元 普通樹または わい化の区分 (Oで囲む) · 701/16 · わい化 · わい化 · # 興 興 関制 関調 \exists 実施面積 1筆の全部 または一部 全部 全部 全部 鄱地 稇沽 鄱地 園地の所在地 (1 筆ごとに記入) 田 田 • | • | Æ 卍 ₩ ₩ 國籍 $^{\circ}$ 4 α

 \times

品種名 (品種ごとに記入)

(新たに植栽する内容

転換先

X

X

(〇に囲む) 消費税申告

丰

本則課税 簡易課税 免税 Θ \bigcirc 課税事業 免税事業

*** ウラ面につづく ***

Ⅲ 申込み締切

令和3年7月16日(金)【厳守】

IV. 留意事項

* 事業実施に当たり、国へ実施計画を提出します。<u>改植する樹や植栽本数、植栽間隔など、改植後の園</u> <u>地のイメージをしっかり固めて</u>来てください。

漠然と「この辺を1反歩」などでは、実施計画が作れません。

実施園地が町外の場合は、各市町村税務担当課、または法務局で図面を請求してください。

- * 実施にあたっては、青森県青果物価格安定基金協会へ会費2,000円をお支払い頂きますので、<u>通帳</u> と銀行印を持参してください。
- * 要望額が国の予算を上回った場合、事業実施者などが設定する構造改革目標ポイント(以下「ポイント」)をもって、事業のできる・できない(採択・不採択)が決められます。

つまり、ポイントが低いと事業ができない(不採択)場合もありますのであらかじめご了承ください。

- * 改植事業の着工(りんご樹の伐採や抜根)が可能となるのは、原則として令和3年産の収穫が終わってからとなります。(事業実施園地の伐採予定樹を事前確認します。)
- * 本事業では、領収書がそろわないと事業完了となりません。 したがって、事業実施者は<u>経費の全額を一度自己負担</u>する必要があります。 (ただし、JA 購買未収など秋に一括支払いをしている業者に限り納品書でも可)
- * 補助金の交付は、年内完了分は令和4年3月下旬、翌年完了分は、令和4年9月下旬の予定です。

果樹未収益期間支援事業について

果樹経営支援対策事業により、優良な品目・品種への改植を実施した場合に発生する未収益期間を支援します。

I. 助成対象者

果樹経営支援対策事業による改植の実施者

Ⅱ. 助成内容

事業の内容	補助率	その他の要件
1. 果樹経営支援対策事業により改植した園地の未収益期間を支援	定額:22万円/10a (5,5万円/10a×4年分)	● 下限面積: 2a● 同一人物が複数園地を改植した場合、 改植面積をまとめることができる● 複数年の面積合算は認められない

■問合わせ先:産業課 農業振興班(TEL 22-2111 内線293) 川村 海周